

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を適用して、財務諸表等を作成しております。

1 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～37年
車両運搬具	6年
工具器具備品	3年～10年

2 引当金計上基準

(1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に一括処理しております。

3 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によりしております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によりしております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月末利回りを参考に1.255%で計算しております。

6 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によりしております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によりしております。

7 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によりしております。

(重要な会計方針の変更)

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」を適用しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

注記事項

1 貸借対照表

固定資産の減損について

(1) 減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	1回線当たり帳簿価額	回線数	帳簿価額
電話加入権	14,158円	35回線	495,550円

(2) 減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

(3) 損益計算書における計上金額

帳簿価額が回収可能サービス価額を上回らないため、減損額は計上しません。

(4) 回収可能サービス価額の概要

N T T東日本の公定価格 37,800円（1回線当たり）を再調達価額とした使用価値相当額が正味売却価額（70千円）を上回るため、使用価値相当額（1,323千円）を回収可能サービス価額としました。

2 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	25,154,043,678円
うち定期預金	22,736,000,000円
(差引) 資金残高	2,418,043,678円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額

計上額	6,271,222円
うち国からの出向職員分	6,271,222円

4 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区分	期末における 貸借対照表計上額	期末における時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	72,254,514,267	75,286,036,200	3,031,521,933
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	10,289,778,408	10,116,480,000	△ 173,298,408
合計	82,544,292,675	85,402,516,200	2,858,223,525

- (2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当なし

- (3) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額 (単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債・地方債等	8,100,000,000	21,312,000,000	27,500,000,000	7,100,000,000
金融債	1,100,000,000	500,000,000	0	0
社債	700,000,000	4,000,000,000	11,600,000,000	700,000,000
合 計	9,900,000,000	25,812,000,000	39,100,000,000	7,800,000,000

※ 国債・地方債等＝国債、地方債、政府保証債、財投機関債

5 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度を、また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けております。

- (2) 退職給付債務

退職給付債務

役員の退職一時金（簡便法）	4,002,390 円
職員の退職一時金（簡便法）	449,319,221 円
厚生年金基金（原則法）	617,578,222 円
退職給付債務 計	1,070,899,833 円
年金資産（厚生年金基金）（△）	△ 278,819,990 円
退職給付引当金	792,079,843 円

- (3) 退職給付費用

勤務費用

役員の退職一時金（簡便法）	5,277,810 円
職員の退職一時金（簡便法）	13,993,979 円
厚生年金基金（注）	8,192,456 円
勤務費用 計	27,464,245 円
利息費用	15,210,370 円
期待運用収益（△）	△ 7,170,182 円
数理計算上の差異の（費用）処理額	31,461,525 円
合計	66,965,958 円

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

- ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- ② 割引率 2.5%
- ③ 期待運用収益率 2.4%
- ④ 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に一括処理

6 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期的な資金運用については、定期預金等で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等の有価証券で行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	25,154	25,154	—
(2)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	82,544	85,402	2,858

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「4 有価証券関係」を参照下さい。

7 不要財産に係る国庫納付

区 分	内 容
(1)不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①資産の種類 野菜農業振興資金（野菜構造改革促進特別対策資金） ②帳簿価額 93,115,058円
(2) 不要財産となった理由	独立行政法人の事業仕分けにおいて、その他行政刷新会議がリストアップした基金に該

	当し、当面の所要額を厳しく見直した結果、平成 22 年度限りで事業を打切り、残額を国庫返納するものである。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し
(6) 国庫納付等の額	93,115,058円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成23年3月25日
(8) 減資額	無し

8 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

9 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

10 重要な後発事象

独立行政法人通則法第30条第2項第4号の2の規定により中期計画に定められた同法第46条の2第1項に基づく不要な資金 10,681,888,000 円を平成23年6月23日に国庫納付しました。